

優成監査法人

監査法人ガバナンス・コードへの対応状況(一部改訂)

2017年8月22日

2017年8月22日にアドバイザリー・ボードが設置されたことを受け「対応状況」に反映しました。

監査法人ガバナンス・コードへの対応状況

2017年3月31日に金融庁より「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)が公表されました。同原則は、5つの原則から構成され、経営機能を強化し、監査品質の向上や社会からの信頼を高めることを目的として監査法人に対し適用を求めているものです。優成監査法人は、ガバナンス・コードにおける5つの原則を採用し、実効的な組織運営の実現、組織基盤の健全な成長発展、人材の育成を重点目標と定め、品質管理のPDCAサイクルを運用し、会計監査品質の持続的向上に取り組んでおります。

原則1

監査法人の役割期待

企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。

対応済

・当法人は、会計監査の専門家として、質の高い監査を実施し、公正なディスクロージャーを実現することを目標とする「社会貢献」、誠実謙虚な行動理念となる「健全な価値観」、人材重視を理念とする「個の尊重・組織の成長」を3つの基本理念とし、全役職員一丸となって業務に取り組んでおります。

原則2

組織体制の強化

会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。

対応済

・最高意思決定機関となる社員会から経営執行メンバーを選出するとともに、経営執行会議を設置して、組織運営上の重要課題事項への機動的な取組みが可能となる運営体制を構築しております。
・経営執行会議には外部アドバイザー委員も参加し、外部の知見を活用するよう取り組んでおります。

原則3

経営機能の監督・評価

監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

対応済

法人全体の組織運営を独立的な立場から評価・監視する外部の第三者機関(アドバイザリーボード)を設置しております。現在、アドバイザリー委員として弁護士、外部公認会計士を選任しております。

原則4

業務体制の整備

組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。人材の育成を強化し会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

対応済

品質管理本部、研修委員会、人事評価委員会を通じて、監査品質を確保する業務ツールの開発・改良、業務への適用局面における研修・周知徹底、公正な人事評価を通じた人材育成並びにフィードバックのPDCAサイクルを運用し、監査品質の持続的向上に取り組んでおります。

原則5

透明性の確保

本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

対応中

監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価については、第三者機関による評価等を踏まえ、説明資料に記載して透明性の向上を図る予定としております。